

草加市人権尊重都市宣言パブリックコメントの実施結果について

1 意見の募集

- (1) 募集期間 令和2年2月20日（木曜日）から令和2年3月23日（月曜日）まで
（33日間）
- (2) 募集結果 提出意見 1件

2 寄せられた意見に対する市の考え方

「草加市人権尊重都市宣言」素案に対し募集期間中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

ご意見の概要	市の考え方、対応
・ 制定後もあらゆる差別を許さず人権を守り、人権擁護の普及や学校教育、生涯教育における実践をしてほしい。	<p>様々な人権問題があることから、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現を図るため、職員等を対象とした研修、市民向けの講演会、啓発活動等を実施しています。</p> <p>また、小中学校においては、教職員への研修の充実を図り、授業等で活用できるよう推進しているとともに、人権擁護員による人権教室の開催等、人権問題の解決に向けて各種事業を行っております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の各種事業を行うに当たり、参考にさせていただき、人権啓発等の活動に努めて参ります。</p>